

障害のある人を対象とした 宇治市職員採用試験実施要項

令和3年9月13日
宇治市長 松村 淳子

障害のある人を対象とした宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	令和3年9月13日（月）から令和3年10月5日（火）まで （持参の場合、日曜日、土曜日及び祝日は申し込み出来ません。）
第1次試験日	令和3年10月24日（日） ※新型コロナウイルスの感染状況等により、試験日時・試験会場を変更する可能性があります。 変更を決定した場合は、ホームページ等でお知らせします。
採用予定日	令和4年4月1日（金）

1 職種、採用予定者数

職種	採用予定者数
一般事務職	若干名

宇治市宣伝大使
「ちはや姫」



2 受験資格

受験資格
昭和57年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、以下の（ア）・（イ）の条件を満たす人 （ア）学歴は問わないが学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む）卒業程度の学力を有する人 （イ）次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害があると判定された人

※ 上記（イ）の手帳等は申込時、各試験当日及び採用時において有効であることが必要です。上記要件に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます。）は、判明時以降の試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。なお、採用後においても、障害者任免状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験できません。

※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

3 試験の内容、日時及び場所

区分	内容		日時及び場所
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査)	言語・非言語に関する能力検査	令和3年10月24日（日） 午前9時30分～午前12時00分 【9時00分開場】 ゆめりあ うじ (JR宇治駅前市民交流プラザ) ※点字による受験の場合、試験時間及び終了時刻は他の受験者と異なります。
	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験の際の面接資料とします)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	令和3年11月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

※ 申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。

※ 試験会場は敷地内全面禁煙です。

※ 第2次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は、反映されません。

4 合格発表

区 分	発表日
第1次試験合格者	令和3年11月上旬（予定）
第2次試験合格者	令和3年11月中旬（予定）

発表の方法

宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。同時に当市のHPでも受験番号を掲示します。

(<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)

5 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、令和4年4月1日以降、必要に応じ採用します。登録有効期限は、令和5年3月31日までです。

6 受験申込みの手続

(1) 持参して申し込む場合

受付期間	令和3年9月13日（月）から令和3年10月5日（火）まで 午前8時30分から午後5時まで （ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）
受付場所	宇治市役所3階 人事課
提出書類	①採用試験申込書兼履歴書・受験票【市指定】 （A4縦 写真4cm×3cmを2箇所貼付） ② <u>障害者手帳等（受験資格の（イ）を証明するもの）の写し（氏名、障害名、障害の等級（級別・程度等）、交付機関、交付日、有効期限（次の判定日）等が記載されている部分の写し）</u>
注意事項	・代理申込みも可能です。 ・10月5日（最終日）は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。

(2) 郵送で申し込む場合

受付期間	令和3年9月13日（月）から令和3年10月5日（火）まで 10月5日（火）午後5時までに宇治市役所に到着したものに限り受け付けます。
郵送先	〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 市長公室 人事課 （封筒に「採用試験申込書類在中」と朱書きして、「特定記録」郵便で申し込んでください。）
提出書類	①採用試験申込書兼履歴書・受験票【市指定】 （A4縦 写真4cm×3cmを2箇所貼付） ② <u>障害者手帳等（受験資格の（イ）を証明するもの）の写し（氏名、障害名、障害の等級（級別・程度等）、交付機関、交付日、有効期限（次の判定日）等が記載されている部分の写し）</u> ③ 返信用封筒（定形235 ^{mm} ×120 ^{mm} 以内）1通（受験票の送付に使用しますので、郵便番号、住所、氏名を明記し、 84円分の切手 を貼り付けて、必ず提出してください。）
注意事項	・郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 ・受験票の送付を特定記録郵便にて希望される場合は、返信用封筒に 244円分の切手 を貼り付けてください。 ・受験票が試験の4日前までに届かない場合は、人事課までお問い合わせください。（直通：0774-20-8703）

◎点字等による受験について

- 第1次試験は、点字による受験ができます。希望される場合は、申込書兼履歴書に必ず必要事項を記入してください。
- 試験当日にルーペ及び補聴器等の補装具の持参を希望される場合、また受験に際し必要と思われる事項があれば申込書兼履歴書に記入してください。

7 提出書類の取扱い

受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたしません。

各試験における不合格者の申込書兼履歴書及び手帳の写し等については、試験終了後に返却いたします。

返却を希望される場合は、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、各試験合格発表日から2週間以内に宇治市役所3階人事課へお越しください。

また、郵送での返却を希望される場合は、申込書兼履歴書及び手帳の写し等の返却希望の旨を明記し、返信用封筒（定形235^{mm}×120^{mm}以内）1通（郵便番号、住所、氏名及び受験番号を明記し、84円分（特定記録郵便による返却希望の場合は244円分）の切手を貼り付けてください。）を各試験合格発表日から2週間以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の申込書兼履歴書及び手帳の写し等は、処分させていただきます。

8 給与等

- (1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（基本給＋地域手当・税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	202,460円	184,122円	171,720円

<上記の額は、令和3年9月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (2) 福利厚生制度については、京都市町村職員共済組合への加入により保険給付、貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

- (3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によって特定屋外喫煙所を設けています。

9 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 Tel 0774-20-8703 (直通)

※この試験案内については、点字による試験案内を準備しています。希望される方は上記までお問合せください。

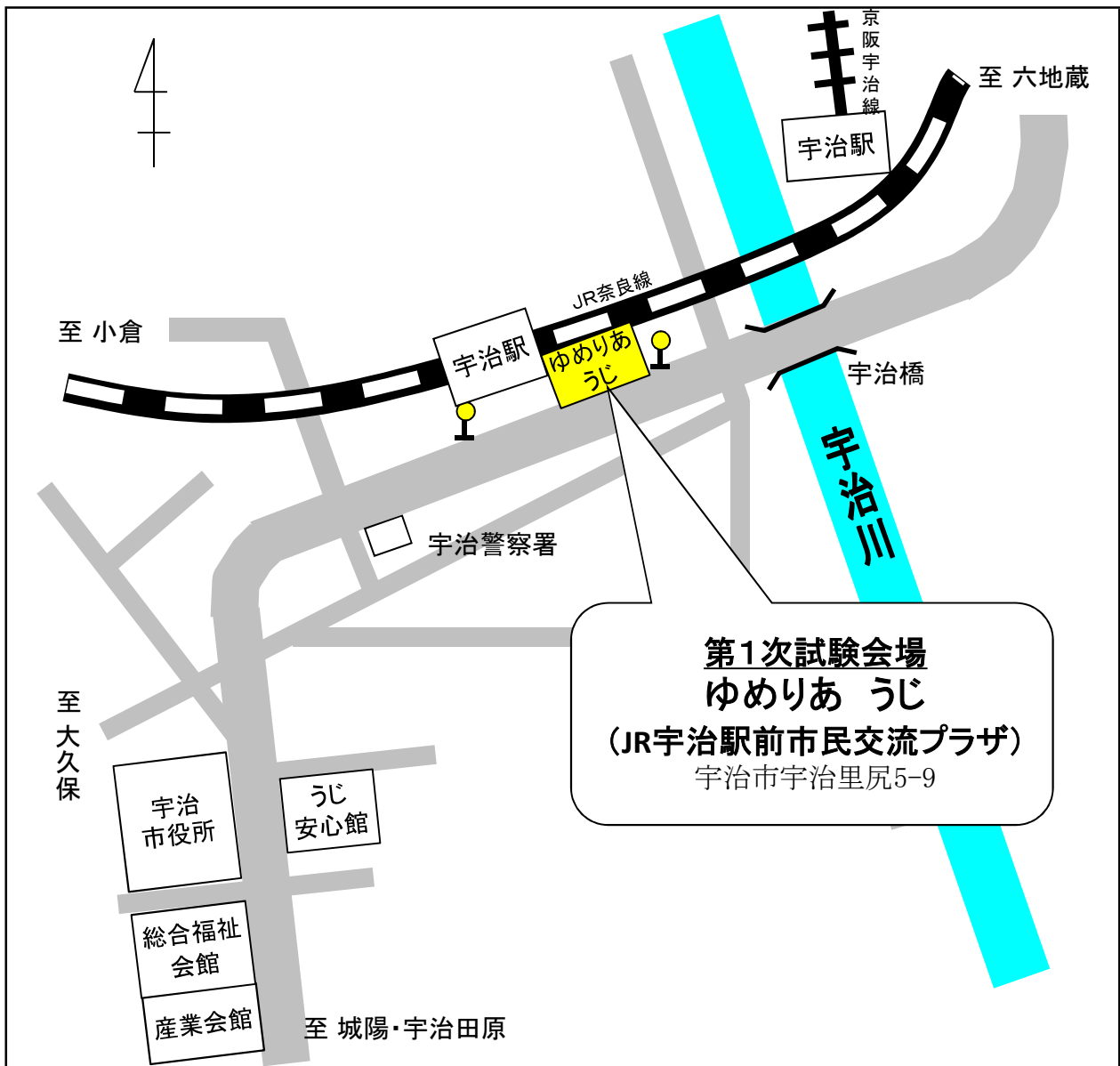
10 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は 13時)から17時まで (土・日曜日、祝日除く)

11 試験会場案内図(第1次試験)



※ 交通案内

JR宇治駅より徒歩約1分

京阪宇治駅より徒歩約10分または京都京阪バス乗車、JR宇治駅下車、徒歩約1分

近鉄大久保駅より京都京阪バス乗車、JR宇治駅下車、徒歩約1分

※ 車での来場は原則禁止します。

- ※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者